

税の納め忘れはありませんか？

12月は「税の徴収強化月間」です

西脇市では、税の公平・公正を確保するため、12月を「税の徴収強化月間」として、兵庫県と共に市税の納付推進を強化しています。市税は住み良いまちをつくるための貴重な財源です。市税の納め忘れがないか、ご確認ください。

市では今年度も兵庫県から「個人住民税等整理回収チーム」の派遣を受け、滞納整理の強化と職員の滞納整理技術の向上を図っています。不誠実な滞納者に対しては次のとおり滞納処分を実施し、徴収の確保に取り組んでいきます。

① 財産調査を行います

納期限までに市税の納入がない場合は、督促状を送って市税の納付を促します。それでも相談や納付がない場合は、滞納者の財産調査を行います。法律に基づき、滞納者の事前了承なしで調査します。



自動車をタイヤロック

② 差し押さえ

差し押さえをする財産の対象は、不動産・預貯金・給与・年金・生命保険・売掛金・自動車など。法律に基づき、事前了承なしで処分します。

③ 搜索

財産を発見できないときは、市職員が滞納者宅などに立ち入り搜索します。この搜索には滞納者の同意や裁判所の令状を必要としません。また、滞納者が不在のときは、専門の業者に依頼して鍵を開錠した上で搜索します。発見した財産には差し押さえを実施します。

忘れず安心、便利な口座振替

申し込みは、取引のある金融機関の窓口か市税務課に預金通帳、届出印、納税通知書等を持参のうえ申し込んでください。一度お申し込みをいただくと翌年度以降も継続されます。

◎ 口座振替ができる金融機関

三井住友銀行・但馬銀行・みなと銀行・播州信用金庫・中兵庫信用金庫・兵庫県信用組合・近畿労働金庫・みのり農業協同組合の各本支店・全国のゆうちょ銀行・郵便局

コンビニ納付をご利用ください

平成27年4月から、全国のコンビニエンスストアで市税の納付ができます（金融機関の窓口でも納付できます）。

県民緑税の実施期間を延長

兵庫県では、豊かな「緑」を県民全体で支え、次の世代に引き継ぐため、県民緑税を平成32年度まで5年間延長します。▽税率・個人800円、法人2,000円〜80,000円（年額）▽活用事業・災害に強い森づくり、県民まちなみ緑化事業

▼問合せ 兵庫県税務課 (078-3623086)

平成26年度滞納処分件数

不動産	14件
預貯金	69件
国保還付金	33件
生命保険等	35件

納税に困ったらすぐに相談を

税金の納付についてのご相談を窓口で受け付けています。やむを得ない事情で納期内の納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。

▼問合せ 税務課 税対策担当 (市役所内線241・389)

事業所の方へ ~ご存じですか 個人住民税の特別徴収制度~

